

野々市市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により当該報告を次のとおり公表する。

令和2年3月23日

野々市市監査委員 小松靖典

野々市市監査委員 大東和美

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

健康福祉部

福祉総務課、介護長寿課、保険年金課、子育て支援課、健康推進課

教育文化部

教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、文化課

2 定期監査実施期間

令和元年9月1日から令和2年3月23日まで

3 定期監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年12月31日までの執行分

4 監査の方法

あらかじめ執行状況資料等の提出を求め、事務局職員により、その内容の通査等を行った。また、審査日には担当部長及び関係職員の同席のもとに、所属長から定期監査資料に基づく所管事業の進捗状況等を聴取し、質疑を交わした。

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が、法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の結果

予算の執行状況、財産管理状況、事務事業の管理状況の項目については、定期監査の範囲において、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

なお、事務処理上の意見については、質疑の過程において当事者に指導したため本書には省略した。

7 監査の結果に添える意見

健康福祉部

特段の指摘事項はないが、意見は次のとおりである。

[人事管理]

所属長は特定の職員に負担が集中することのないよう配慮するとともに、時間外勤務の削減に努められたい。

子育て支援課

[人事管理]

保育現場の職員の負担が大きくなるように、特に延長保育の時間においてはより一層の職員の確保に努められたい。

教育文化部

特段の指摘事項はないが、意見は次のとおりである。

[人事管理]

所属長は特定の職員に負担が集中することのないよう配慮するとともに、時間外勤務の削減に努められたい。

生涯学習課

[経営管理]

すみやかに、学びの杜ののいち カレードの飲食スペースが市民のにぎわいの創出の場として活用されるよう取り組まれたい。